



もえぎ



青年部機関紙第 17 号

2016 年 2 月 26 日発行

編集・発行 全道庁上川総支部青年部

臨時ボーナス?!?! いやいや本来の賃金をもらっただけですよ!!

皆さんの職場で通知があったかと思いますが、3月の賃金日(18日)に2015年4月に遡って賃金の改定差額が支給されます。

●主な改正内容

1 給料月額引き上げ

+2,500円(初任給、若年層)
~1,100円(その他の層)

2 期末・勤勉手当における年間支給月数の引き上げ

4.05月→4.10月(+0.05月)

青年層では、手取りでおおよそ30,000円程度の差額が支給されます。この金額はちょっとした臨時ボーナスですね!! どうして賃金の差額が支給されるのでしょうか?

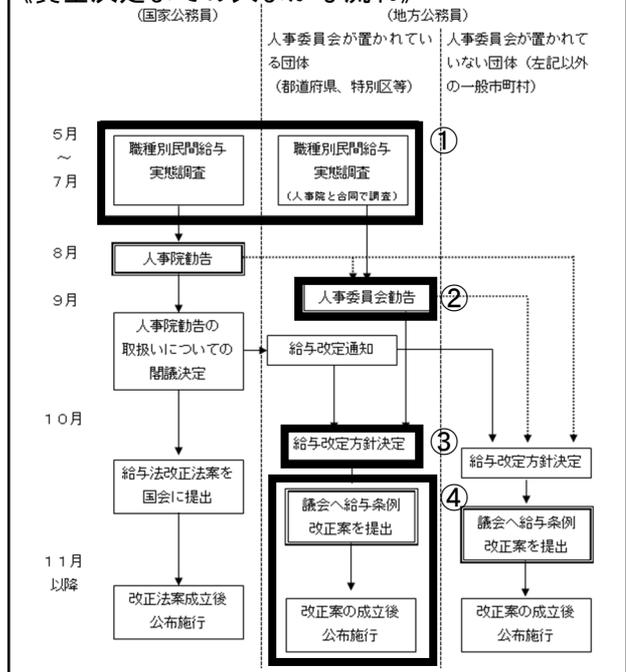
実は4月からの支給されていた賃金は仮の賃金でした。

私たちの賃金は民間準拠とされているので、北海道人事委員会において民間でその年度の概ね4月に支払われる賃金を調査する「職種別民間給与実態調査」(右表① 5~7月)をもとに出される「人事委員会勧告」(右表② 8、9月頃)というものが、賃金を決定するための参考とされています。

この「人事委員会勧告」を参考に北海道として賃金方針を決定(右表③ 10月頃)し、賃金の改正が必要であれば、議会において条例の一部を改正(右表④ 11月以降)する必要があります。

つまり、その年度の賃金が決定されるまでに時間を要するため、4月からは仮の賃金を支給し、賃金が改定されると、今回のように差額の支給がされるということです。

《賃金決定までの大まかな流れ》



今回は聞く機会の少ない賃金決定の仕組みに触れましたが、今後もこのように学習の機会を設けていきたいと思っております。

賃金学習会がありますよ♪

すでに皆さんの支部・分会へご連絡していますが、知ってそうで良く知らない昇給・昇格について「賃金学習会」を開催しますので、ぜひ積極的な参加をお願いします。

【開催日時】2016年3月4日(金) 18:00

【開催場所】総支部会議室(振興局4階)